

水害に遭われた方へ

この度の被害に対し、心からお見舞い申し上げます。

大変な状況かと思いますが、二次被害を軽減し、少しでも早く元通りの生活を取り戻すために、以下のことに取り組んでください。

1 被害状況を写真に撮ってください

- ・被害の様子が見える写真や動画を撮ります。
- ・家の外から、できれば家の全体を4方向から撮ります。また、浸水した深さがわかるように撮ります。（巻き尺等をあてて、撮影するとよいです）
- ・屋外と同様に、室内の被害状況（水に浸かった状況や、水に浸かった家電や家具等）も写真に撮ります。この際も屋外と同様に、巻き尺等をあてて、浸水した高さが分かるように撮ります。
- ※ 被害写真は、保険会社に保険金を請求する場合や、市に罹災証明書を申請する場合に必要となります。
- ※ 被害写真が無い場合、保険金の対象にならない可能性がありますので、家の片付けをする前に必ず写真を撮ってください。

2 保険会社、施工会社・大家に連絡してください

- ・風水害等の自然災害が補償対象となっている保険や共済に加入している方は、保険会社の担当者に連絡します。
- ・家の施工会社や大家に、家が浸水したこと、浸水のおおよその深さを伝え、復旧の手配を依頼します。
- ※ 災害時には法外な代金を請求する悪徳業者もいますので、できれば馴染みの業者や2社以上に確認するとよいでしょう。不正な請求があった場合には、碧南市消費生活センター（市役所代表 0566-41-3311）にお電話ください。

3 自宅の確認をしましょう

○電気（ブレーカー）

- ・避難などで家を離れるときは、ブレーカーを切っておきます。
- ・床上浸水の場合は、漏電で火災が発生する可能性があります。ブレーカーを上げる前に電気設備工事店に相談し、確認してもらってからブレーカーを上げるようにします。
- ・水に浸かった家電製品は、電源を入れると火災や故障の原因となる場合があります。電気店等で相談してから使用するようにしましょう。

○上下水道

- ・井戸水は水質検査が終わるまで飲まないこと。
- ・浄化槽の場合は、浸水により故障している場合があるため、トイレや風呂を使う前に業者に点検を依頼しましょう。

○ガス

- ・浸水によってプロパンガスのボンベが移動しているような場合は、ガス業者に点検を依頼しましょう。

○その他

- ・水に浸かってしまった携帯電話は電源を切って、電池、SIMカード、SDカードを外して、携帯ショップに相談しましょう。
- ・自動車が浸水した場合は、エンジンはかけず、修理工場に連絡します。

4 自宅の片づけを行う

- ・被害写真は撮影しましたか？写真を撮っていない場合は、写真を撮ってから片づけを始めましょう。
- ・濡れてしまった畳や布団、じゅうたんなどの再利用は難しいです。使えなくなった家財は市のゴミ分別ルールに従ってゴミ出ししてください。
- ・水害後は砂やほこりが舞っているため、片付け作業の際はマスク、ゴム手袋を身につけ、こまめにうがいや、手指の消毒をしましょう。
- ・風水害は夏の暑い時期に発生するため、作業中の熱中症には十分に注意してください。水分補給や休養に心がけ、焦らず作業を行いましょう。気分が悪くなったり、頭痛がする場合は、すぐに水分補給し、休憩を取りましょう。

5 自宅の消毒

床上浸水した場合には、家の中を消毒する必要があります。消毒は市職員か委託業者が行いますので、市役所環境課までお問合せください。（問い合わせ先は下に記載されています）

6 その他の参考資料

床上浸水など、水害に遭った際に行うことは、「震災がつなぐ全国ネットワーク」という団体が作成した資料が分かりやすくまとめられていますので、是非ご覧ください。下のQRコードはそれぞれの資料へリンクしています。

「水害にあったときに」
（チラシ版）
（要点がコンパクトにまとまっています）



「水害にあったときに」
（冊子版）
（全32ページ。詳しく確認したい方はこちらをどうぞ）



「水害後の家屋への適切な対応」
（左のチラシ、冊子を補完する資料です）



市役所問い合わせ先

＜罹災証明書に関する事＞

税務課固定資産税係 電話 95-9879

＜ゴミ出し、家の消毒に関する事＞

環境課ごみ減量係 電話 95-9899

＜災害時の支援制度に関する事＞

住宅が全半壊した場合や、死傷者が出るような大きな災害の場合、様々な支援制度があります。その場合は、下記までご相談ください。

危機管理課 電話 95-9874